

大阪市告示第442号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和6年4月1日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年4月8日（月）	
	令和6年4月15日（月）	
	令和6年4月22日（月）	
	令和6年4月30日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	令和6年4月1日（月）から 同月30日（火）まで	午前7時から 午後5時まで
鶴見緑地庭球場	令和6年4月2日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和6年4月5日（金）	
	令和6年4月9日（火）	
	令和6年4月12日（金）	
	令和6年4月16日（火）	
	令和6年4月19日（金）	
	令和6年4月23日（火）	
	令和6年4月26日（金）	
	令和6年4月30日（火）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)